

議第 71 号

下呂市地域コミュニティ施設設置条例を廃止する条例について

下呂市地域コミュニティ施設設置条例を廃止する条例を別紙のとおり定める。

令和 4 年 9 月 1 日提出

下呂市長 山 内 登

提 案 理 由

下呂市地域コミュニティ施設及び農村公園施設について、公の施設見直し方針に基づき地域に施設を譲与するため、当該条例を廃止するもの。

下呂市地域コミュニティ施設設置条例を廃止する条例

下呂市地域コミュニティ施設設置条例（平成17年下呂市条例第44号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（下呂市農村公園条例の一部改正）

2 下呂市農村公園条例（平成18年下呂市条例第23号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前										
別表（第2条関係） 施設の名称及び位置 <table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td colspan="2">四美やすらぎ公園の項～清流文化の里 （農村公園及び多目的広場）の項（略）</td></tr></table>	名称	位置	四美やすらぎ公園の項～清流文化の里 （農村公園及び多目的広場）の項（略）		別表（第2条関係） 施設の名称及び位置 <table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td><u>薬師平農村公園</u></td><td><u>下呂市萩原町羽根</u> <u>2919番地</u></td></tr><tr><td colspan="2">四美やすらぎ公園の項～清流文化の里 （農村公園及び多目的広場）の項（略）</td></tr></table>	名称	位置	<u>薬師平農村公園</u>	<u>下呂市萩原町羽根</u> <u>2919番地</u>	四美やすらぎ公園の項～清流文化の里 （農村公園及び多目的広場）の項（略）	
名称	位置										
四美やすらぎ公園の項～清流文化の里 （農村公園及び多目的広場）の項（略）											
名称	位置										
<u>薬師平農村公園</u>	<u>下呂市萩原町羽根</u> <u>2919番地</u>										
四美やすらぎ公園の項～清流文化の里 （農村公園及び多目的広場）の項（略）											

【参考資料】

下呂市地域コミュニティ施設設置条例を廃止する条例要綱

1. 廃止理由

下呂市地域コミュニティ施設及び農村公園施設について、公の施設見直し方針に基づき地域に施設を譲与するため、当該条例を廃止するもの。

2. 概要

- (1) 下呂市地域コミュニティ施設設置条例を廃止します。

(本則関係)

- (2) この条例は、公布の日から施行します。

(附則第1項関係)

- (3) 下呂市農村公園条例(平成18年下呂市条例第23号)の一部を改正します。

(附則第2項関係)

